

クラウドサービス利用基準

	重要性分類S	重要性分類 I	重要性分類 II
国内法の適用	○	○	○
管轄裁判所が国内	○	○	○
DB暗号化	○	○	□
通信の暗号化	○	○	○
海外拠点NG	○	△	△
複数要素認証	○	△	△
セキュリティ認証	○	□	□
契約終了時のデータ消去	原則○	□	□
サーバ廃棄時のデータ消去	—	○	○

○:必須要件 △:条件付き要件 □:任意要件

①重要性分類Ⅱの行政情報は、DB暗号化を任意要件とする

②重要性分類Ⅰ及びⅡの行政情報は、海外拠点でデータが取り扱われることを、条件付きで可とする

※以下いずれかを満たす場合のみ可

- ・海外拠点にデータが保存されることについて、本人から同意を得た場合
- ・当該海外拠点が、日本と同等の個人情報保護法が整備されている国、地域（EU・英国）
- ・当該データを本市が本市専用の暗号鍵で管理している場合

③重要性分類Ⅰ及びⅡの行政情報は、当該クラウドサービスが複数要素認証に対応していない場合、一定回数認証に失敗した際にアカウントロックがかかる機能等、同等の代替機能が備わっていれば可

④重要性分類Ⅰ及びⅡの行政情報は、セキュリティ認証（ISMAP・ISMAP-LIU、又はISO27017、27018）の取得を任意要件とする

⑤重要性分類Sの行政情報は、従来のとおり、原則契約終了時のデータ消去（NIST SP800-88purge以上）を必須要件とする。重要性分類Ⅰ及びⅡの行政情報は、契約終了時は当該サービスの標準機能による消去を行い、サーバ廃棄時等においてデータ消去（NIST SP800-88purge以上）が実施されることを確認できれば可とする。

※ NIST SP800-88purge以上の消去：暗号化消去、物理破壊、磁気消去等を指す